

42.119.02

外国標章等の保護に関する取扱い

1. 著名な死者の肖像若しくは氏名若しくは著名な死者の著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称（以下「死者の氏名等」という。）死者の氏名等は、死亡時の配偶者が生存中であって、その配偶者の承認を得ていない場合等は、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶する。

（参考 商標「MARC CHAGALL」：昭和62年審判第15651号）

2. 周知・著名なキャラクター

商品又は役務について使用されているものであって、標章として既に周知・著名となっているものについては商第4条第1項第10号あるいは同第15号に該当するものとして拒絶する。

＜参考＞キャラクター

原著作物中の人物などの名称、姿態、役割を総合した人格というべきものであって、原著作物を通じ又は原著作物から流出して形成され、原著作物そのものからは独立して歩き出した抽象概念であって、それ自体は思想、感情を創作的に表現したものとして著作物性を持ち得ない。

（-ポパイ事件- 昭和58年(ワ)第27号 大阪地方裁判所判決 昭和59年2月28日）

3. 外国においてのみ周知、著名な商標

次の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の商標と偶然に一致したものとは認め難いことから、これをいわゆる他人の周知、著名な商標を盗用し、不正の目的をもって使用するものと推認し、商第4条第1項第19号に該当するものとする（「[商標審査便覧42.119.03](#)：商標法第4条第1項第19号に関する審査について」参照）。

- ① 一以上の外国において周知、著名な商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知、著名商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであること。

また、その周知、著名商標が使用されている国の政府等から、その商標登録出願について国際信義に反するものである旨等、何らかの関心が表明されている場合には、その内容等について十分勘案すべきものとする。

なお、本処理方針の趣旨は、これまで商第4条第1項第7号に該当するとされてきたものであるが、商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）により、同第19号が新設されたことに伴い改めたものである。

(参考)

- ・商標「LILLYWHITES」：昭和58年審判第3232号（商第4条第1項第7号適用）
- ・商標「DROTHEE-BIS」：昭和53年(ワ)第1264号 神戸地方裁判所判決 昭和57年2月21日
- ・「外国周知・著名商標等のわが国での未登録商標および外国人の名称等の保護について」（通知）……別紙1参照
- ・「外国商標等の保護について」（通知）……別紙2参照

4. 周知・著名な商標の所有者本人からの出願（商第4条第1項第11号の適用関係）

商第4条第1項第11号の適用に関する標記出願に係る商標と引用商標の類否の判断においては、両商標より生ずる外観、称呼、観念のいずれかひとつの判断要素によるべきでないことにとりわけ留意し、指定商品・役務に関する取引の実情のうち特に当該商標の周知・著名性を十分に踏まえた外観、称呼、観念の総合的考察によって判断することとし、ひとつの判断要素において近似性を認められる場合であっても当該総合的考察によって両商標を識別し得ると認められるときは、標記出願については商第4条第1項第11号を適用しないものとする。

(参考)

- ・本願商標「ランバン」VS 引用商標「ラーバン」：平成3年(行ケ)第77号 東京高等裁判所判決 平成3年10月15日
- ・本願商標「D o d g e r s」VS 引用商標「ロジャース」：平成3年(行ケ)第198号 東京高等裁判所判決 平成4年3月10日
- ・本願商標「L A N C E L」VS 引用商標「ラッセル」：平成4年(行ケ)第147号 東京高等裁判所判決 平成5年6月29日

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号（他人の周知商標）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標）」の審査基準](#)